

「知的財産推進計画2013」及び「知的財産政策ビジョン」の策定に向けた意見

記

＜総論＞【知的財産戦略や知的財産推進計画全般に関する事項】

近年の経済状況の変化は、グローバル市場での日本企業のビジネスに大きな影響を与えていますが、グローバル市場での競争のため知的財産をどのように生かすべきか、これまでになく知財戦略が重要になっております。グローバル競争で優位に立つためには国内で疲弊しないような観点から制度の見直しをすることと、グローバル展開を後押しする施策、さらに日本企業のビジネス進出国において日本企業の知的財産を適切に保護する制度の実現などが有効です。

TPPを始めとする経済連携協定の交渉においては各国で知的財産制度が一気に変更になる可能性を有しております、これに対応するには日本企業にとって将来何が有利であるか国家戦略的に考える必要があります。

以上を念頭に各課題に関する意見を記載します。また日本企業のグローバル市場における競争力強化の観点から緊急性及び重要度が高いと考える課題は、☆印を附しております。

1. 産業競争力強化のための知財システムの構築

1) 企業の海外展開を支える国際的な知財システムの構築

☆TPP交渉

◇技術移転と知的財産活用

◇模倣品・海賊版排除対策の実効性を高める努力

☆新興国知財情報提供の仕組み構築

☆海外知財紛争対応情報提供の仕組み構築と現地サポート体制の整備

☆知財裁判の世界スタンダード化の推進

◇外国から中国への技術ライセンス契約における特許保証責任の緩和

◇中国における職務発明条例に対する規制の緩和

2) 國際的な知財の制度間競争を勝ち抜くための国内基盤整備

☆職務発明制度の見直し

☆営業秘密の保護

◇特許制度の健全化のための研究

◇特許庁の基幹システムの再構築

☆権利化費用の支援

◇大学の育成と真の产学連携に向けての努力

3) グローバル知財人材の育成・確保

◇知財人材育成プランの詳細設計について

2. 中堅・中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援

☆中規模・中小・ベンチャー企業に対する知財活動支援

3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

◇産業界の活動を萎縮させない著作権制度の実現

◇クラウドコンピュータサービスシステムと著作権の関係の明確化

☆出版業者への著作隣接権の導入に向けての議論の充実

◇著作権ライセンシーの保護（当然対抗制度の導入）について

4. 昨年度要望した事項の再提案

<各論>

1. 産業競争力強化のための知財システムの構築

1) 企業の海外展開を支える国際的な知財システムの構築

1-1) ☆TPP交渉【知的財産推進計画 2013、知的財産政策ビジョン双方に関連】

(意見)これまでの経済連携交渉における知的財産の課題を把握するプロセスは、各企業が相手国において抱えている問題を個別に問い合わせて、その改善を相手国に提案することが多かったように思います。今回の TPP 交渉においては知的財産制度全体を俯瞰し、将来の知的財産制度での世界秩序のあり方や日本企業の将来のグローバル展開イメージまで想定して、日本として受け入れるべき項目、また相手国に要求すべき項目を準備されてはいかがでしょうか。そのための官民での検討の場を作っていただければ、日本知的財産協会としてご協力したいと思います。

1-2) 技術移転と知的財産活用【知的財産推進計画 2013、知的財産政策ビジョン双方に関連】

技術移転と知的財産活用

(意見)日本知的財産協会が、WIPO に提案した環境技術移転メカニズムが WIPO GREEN として既にアナウンスされていますが、このメカニズムは環境技術の途上国への移転促進に資するのみならず、日本企業のもつ知的財産を海外で使用してもらい、技術料を日本に還元させることができるものです。日本企業の新興市場への特許出願は少なく特許ライセンスのみであると多くは期待できないのですが、このメカニズムはノウハウや役務提供などを包括的に含むもので、総合的知的財産ライセンスプログラムといえます。そのため将来において研究開発の得意な日本企業がその知的財産を利用しての海外から収益を獲得するビジネスモデルになるうるものです。

WIPO GREEN の日本企業の積極的な利用についてのご理解とご支援をお願いします。

1-3) 模倣品・海賊版排除対策の実効性を高める努力【知的財産推進計画 2013、知的財産政策ビジョン双方に関連】

(意見)

昨年日本は ACTA に批准する最初の国となり、日本のイニシアチブにより、模倣品やインターネット上の著作権侵害を取り締まるための活動が推進されておりますが、引き続き、ACTA による今後の実効性を高めるべく新興国・途上国への働きかけを強め、加盟国を拡大する働きかけをお願いします。

1－4) ☆新興国知財情報提供の仕組み構築【知的財産推進計画 2013、知的財産政策ビジョン双方に関連】

(意見) 中国、インドに続き、 ASEAN、中南米、アフリカ、中近東、ロシアなど日本企業にとって今後ますますビジネスが活発化する国々について、知的財産制度や運用レベルなどについて、最新情報を収集・分析し、日本企業に提供する仕組みの構築を要望します。

1－5) ☆海外知財紛争対応情報提供の仕組み構築と現地サポート体制の整備【知的財産推進計画 2013、知的財産政策ビジョン双方に関連】

(意見) 新興国等において日本企業が知的財産関連紛争に巻き込まれることが次第に多くなることが予想されますが、各国における紛争関連の行政措置、訴訟状況、成功事例、海外代理人の経験、紛争における勝訴率、費用の適切性などを入手・分析し、日本企業に提供する仕組みの構築を要望します。

また海外進出企業に対する現地サポートとして、海外での商談、契約、知的財産権侵害対応等に対するサポートや代行を行うための体制を構築していただくよう要望します。

1－6) 知財裁判の世界スタンダード化の推進【知的財産推進計画 2013、知的財産政策ビジョン双方に関連】

(意見) 企業のグローバルビジネスにおいては、商品は国境を越えて自由に行き来するのに対し、侵害事件などにおける知財裁判の結果は同じ事象でも各国の判断が違うことがあります。一昨年の日米知財裁判官会議のアプローチのように各国において知財裁判のレベル摺合せを行うことは、日本企業にとって知財裁判の予見性を高めることができます。将来において新興国での知財裁判も多くなる可能性があることを考えると、予見性は日本企業の活動にとって重要なポイントになりますので、知財裁判の世界スタンダード化ともいえるこのような摺合せの積極的な推進をお願いします。

1－7) 外国から中国への技術ライセンス契約における特許保証責任の緩和【知的財産推進計画 2013】

(意見) 中国の技術輸出入管理条例第24条第3款によれば、中国が外国から技術を輸入するライセンス契約においては、中国ライセンサーがライセンス技術を使用した結果、第三者の特許権などを侵害した場合に、例外なく外国ライセンサーが責任（いわゆる特許保証責任）を負うと規定しています。一方、中国が外国へ技術を輸出するライセンス契約について、技術輸出入管理条例では特許保証責任を規定しておらず、特許保証責任を当事者間で約定可能とする合同法第353条が適用されています。技術輸出入管理条例第24条第3款は、技術輸入契約と技術輸出契約の間で特許保証責任に関して公平とは言い難いものです。したがって技術輸出入管理条例第24条第3款を削除するか、若しくは、条例第24条第3款の削除が困難な場合は、合同法第353条のように特許保証責任を当事者間で約定可能とするよう条例第24条第3款を改正するよう中国政府へ働きかけていただることを要望します。

1-8) ☆中国における職務発明条例に対する規制の緩和【知的財産推進計画2013関連】

(意見) 中国の職務発明に関する条例の改正が検討されていますが、改正提案では、ノウハウの帰属、管理手続きを規定しています。このため、企業の管理負担が著しく大きくなりかねず、中国からの研究開発拠点の撤退、研究開発投資の減退を招きかねないと想いますので、改正提案の規制の緩和を働きかけていただくことを要望します。

2) 國際的な知財の制度間競争を勝ち抜くための基盤整備

2-1) ☆職務発明制度の根本的見直し【知的財産推進計画2013】

(意見) 企業の職務発明制度が真に発明創出及び事業化に貢献しているかについて、産業界より疑問が呈されています。企業の商品開発の実態は、チーム編成をして市場調査、企画、設計、試作、テスト、製造、販売を行うことにより商品が完成するというものですが、現行職務発明制度は設計に関与した者が発明者として高額な対価を手にする結果になるなど、他の開発チームメンバーとの公平を逸するが多く、そのため研究者間のコミュニケーションを阻害し、日本企業の得意とするチームプレーでの開発にブレーキをかける虞が多く報告されております。また国際的な制度比較をすると日本の職務発明制度は特異なものであり、各国に研究機関を設置している日本企業は、各国の研究機関相互のバランスがとれなくなっています。そのため発明創出の実態に合わせた公平さと日本企業が総合力発揮でよりイノベーションをしやすくするために、職務発明は原則的に法人帰属が可能なようにするよう、制度の見直しを要望します。

2-2) ☆営業秘密の保護【知的財産推進計画2013関連】

(意見) 日本企業の営業秘密が新興国企業から狙われることが多くなっておりますが、

現在の不正競争防止法が実質的にそれを防げるかどうか、またもし盗まれた場合に海外に存在する証拠をどのように収集するか、さらには日本の裁判所における裁判結果を海外で強制執行するなどの場合を具体的に想定して、実効性のある対策を企画推進していただければと思います。

2－3) 特許制度の健全化のための研究【知的財産推進計画 2013、知的財産政策ビジョン双方に関連】

(意見) 平成22年度の特許制度小委員会報告における『多面的な検討を加速化しつつ行ったうえで、引き続き、我が国にとってどのような差止請求権の在り方が望ましいか、検討することが適當である』とされておりますが、検討をする体制を作っていただくよう要望します。

2－4) 特許庁の基幹システムの再構築【知的財産推進計画 2013、知的財産政策ビジョン双方に関連】

(意見) 各国においてデジタル化された情報管理体制を整備しつつあり、特に韓中両国は集中的な投資により、先進的審査・公報・教育システムを整備し、国家知的資産力の増大と知的財産制度への国際的発言権の強化を、国を挙げて推進しています。日本の特許庁システム開発は、日本企業の国際進出・国際知財戦略を後押しするに不可欠な施策であり、新規プロジェクトの開発推進を望みます。開発に際しては、グローバル時代の国際調和を見据え、将来の制度改正、サービス拡張などにも柔軟に対応できるよう、民間の意見も取り入れて、十分な検討を行って進められるよう要望します。また、コアシステムを念頭において周辺システムのうちの部分的切り出しが可能であれば(たとえば新検索システムなど)、全体のシステムの完成を待たずに順次公開されることを要望します。

2－5) ☆権利化費用の支援【知的財産推進計画 2013、知的財産政策ビジョン双方に関連】

(意見) 一件の特許を日米欧で20年維持する場合、通常1000万円以上の費用が必要であり、重要な発明であっても、多くの国に出願するのは限界があります。このため、特許出願をしていない国には単なる公開技術情報として伝わり、これらの国においては自由に実施されることになりますので、日本企業の日本への特許出願が国際的にみると国家戦略上マイナスになってしまうという事象が生じます。

この状況を考えたとき次の施策が有効と思います。

1) 国の重点研究開発推進分野や国際標準化関連などの発明、さらには日本の産業競争力にとって重要な発明については外国出願費用を国が負担または支援する、2) 権利化の費用の中で大きな割合を占める日本語から各国語への翻訳費用を低減できるように、日⇒中、日⇒韓、日⇒仏、日⇒独、日⇒スペイン、日⇒ポルトガル、などを容易にするような機械翻訳システムを早期に開発する、3) 機械翻訳する場合に第1国（基礎）出願に記載した発明を権利確保する保証条項を各国法において共通的に導入するよう各国に対して求める、4) 日本企業で外国出願を希望する企業への費用補助や権利を担保とする融資。

2-6) 大学の育成と真の産学連携に向けての努力【知的財産推進計画 2013、知的財産政策ビジョン双方に関連】

(意見) 日本企業は産学連携を考える場合に、海外の大学と日本の大学を比較検討します。同じ資金で研究委託をする場合に、設備の充実、ポストドクターなどスタッフの充実、さらに契約の柔軟性がキーになります。海外の大学はビジネスからの資金獲得がその大学の一層の発展に結び付くとしてビジネスの勧誘に熱心で、欧米のみならず新興国の大学も実力は高いものがありますが、日本の大学の競争相手はこうしたビジネス志向の海外の大学でもあり、それらに勝てるように産学連携を誘導していただければと思います。具体的には事例を出して、同じ案件でビジネスからの資金獲得ができるかどうかが試金石になりますが、そのような見直しをすべき時期にきていると思います。

3) グローバル知財人材の育成・確保

3-1) 知財人材育成プランの詳細設計について【知的財産推進計画 2013 関連】

(意見) 昨年度、知的財産による競争力強化・国際標準専門調査会より、知財人材育成プラン案が提案されており、知財マネジメント戦略研究拠点の整備の必要性が謳われています。日本企業にとっての知財人材は抽象的な概念ではなく、ビジネスのさまざまな場面で知財を応用できるビジネスと密着した人材です。そのため知財人材育成プランの詳細設計において日本企業にとっての知財人材を検討するならば、意見を申し述べる機会をいただければと思います。

2. 中堅・中小・ベンチャー企業の知財マネジメント強化支援

2-1) 中規模・中小・ベンチャー企業に対するきめ細かな知財活動支援【知的財産推進計画 2013、知的財産政策ビジョン双方に関連】

(意見) 過去、現在における施策では、中小・ベンチャー企業に対する施策が目白押しですが、大企業の範疇に入らず、また、中小企業の定義（資本金、従業員数）から外れ

た層（中規模層）の企業に対する取り組みが疎かになっている感があります。日本の産業界全体が活気をもって国内外で事業展開を推進して行くためにも、また、事業をサポートする知的財産戦略を適切に策定、実行するためにも、国においては、中規模層に対するきめ細かい支援（資金面でのサポート、人的サポート等）をしていただくよう要望します。

3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

3-1) 公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定の導入【知的財産推進計画 2013 関連】

（背景）近年の急速なデジタル化・ネットワーク化の進展等により、コンテンツその他の著作物の利用態様はますます多様化しています。技術の進展や社会の変化にタイムリーに対応し、イノベーションを喚起していくために、とりわけ著作権の権利制限規定について、権利者の利益に配慮しつつも、より弾力的な運用で著作物を利用できる仕組みを設ける必要性が叫ばれて久しいところです。

（要望）昨年の法改正により、「写り込み」をはじめとする新たな権利制限規定が導入され、企業実務上の懸案のいくつかは解消されたものの、改正内容は、文化審議会著作権分科会において示された射程をさらに限定したものであり、当初示されていた権利制限の一般規定の導入の方向性が十分に実現されているとは言い難いものです。

デジタル機器の進化やクラウド技術の普及に伴うコンテンツの媒体変換や、企業内で行われる少部数の複製など、権利制限の一般規定の対象とすべき利用行為は、依然として、実務上少なからず存在しています。権利の保護と利用のバランスを図り、知財の創造サイクルを活性化させるという観点から、さらに一步進んで、公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定を導入することについて、引き続き検討を行っていただくことを要望します。

なお、他にも、これまでの著作権分科会報告書において取り上げられていないがら、未だ立法化に向けた検討が進められていない事項（平成21年の報告書で「早期に措置する必要がある」とされたプログラムのリバースエンジニアリングや、「引き続き検討を進める」とされている薬事関係の文献提供等）が多々残されているため、速やかな対応を望みます。

3-2) クラウドコンピュータサービスシステムと著作権の関係の明確化【知的財産推進 計画 2013、知的財産政策ビジョン双方に関連】

（背景）クラウド・サービス等のサービス提供事業者はコンテンツ流通・利用の重要な担い手となっていますが、その一方で、平成23年の「まねきTV」、「ロクラクII」最

高裁判決以降、サービス提供にあたって、サービス利用者による複製等のコンテンツ利用行為を自身の行為と擬制され、著作権侵害の責めを負わされる、というリスクが高まっているように思われます。ビジネス上の委縮効果を生じないような立法による配慮が必要であります。

(要望) 権利者の利益に配慮しつつも、クラウド等のサービス提供に際しての委縮効果をなくし、コンテンツの流通・利用の促進を図るという観点から、これまでの司法判断等の妥当性を検証し、良質なサービスを提供する事業者が著作権侵害の責めを負わされることがないよう、著作権の間接侵害規定の立法化など、取りうる対策についての検討を引き続き進めていただくことを要望します。

3－3) 電子出版普及促進に向けたデジタル・ネットワーク時代にふさわしい法制度の検討【知的財産推進計画 2013 関連】

(背景) 海外を中心に、電子書籍等の普及が進んでおり、我が国においても今後、本格的な電子出版時代が訪れることが期待されます。しかし、既に流通している書籍等に関し、著作権者と出版社の間での権利処理が十分になされていないことから、我が国においては、依然として電子出版の市場が拡大せず、出版物全体の市場も先細りの状況にあります。

(要望) 著作権者、出版社双方の利益に配慮しつつ、電子出版物の円滑な流通を進めるため、現在の出版権、著作隣接権等の著作権法上の制度を見直すべきかどうか、仮に見直すとしたらどのような制度が最も電子出版市場の発展に寄与するか、という観点から、文化審議会著作権分科会において、早急にこれまでの議論を整理し、検討を行っていただくことを要望します。

3－4) 著作権ライセンサーの保護（当然対抗制度の導入）について【知的財産推進計画 2013 関連】

(背景) 技術の変化とそれをめぐる事業者間の激しい競争が繰り広げられている現代においては、事業の分離・統合による企業再編が頻繁に生じています。また、著作権を担保とした資金調達の動きも拡大しており、これに付随した著作権の譲渡やライセンス等の取引機会も増加傾向にあります。

しかし、上記のように、著作権をめぐる権利変動が頻繁に生じている状況であるにもかかわらず、現行の著作権法では、著作権の利用許諾を受けたライセンサーが著作権の譲受人に対抗することが事実上困難な状況に置かれており、平成23年改正でライセンサーの当然対抗制度が導入された特許法分野に比べると、ライセンサー保護が不十分であるといえます。

(要望) 著作権をめぐる権利変動のリスクからライセンシーを柔軟に保護し、著作権取引におけるコストを低減させるため、著作権法においても特許法と同様に、登録等を行うことなくライセンス契約を著作権の譲受人に対抗できるようにするための法制度を導入すべく、文化審議会著作権分科会等での検討いただくことを要望します。

3-5) デジタル時代のクリエイターへの対価還元システムについて【知的財産推進計画 2013、知的財産政策ビジョン双方に関連】

(背景) デジタル化の進展に伴い、私的録音録画補償金制度に代表される、権利者に対する既存の対価還元システムも、重大な転機を迎えるようとしているように思われます。コンテンツ産業の市場を持続的に拡大していくため、クリエイターに適切な対価を還元する必要がある、というのは当然のことですが、コンテンツの利用・流通の形態が大きく変化し、技術的保護手段も多様化した今、デジタル専用機器に係る私的録画補償金をめぐる一連の議論に象徴されるように、従来のシステムが制度疲労に陥っていることは、多くの実務家や学識者から指摘されています。

(要望) 私的領域でのコンテンツ利用に係る「クリエイターへの適切な対価還元」の方策を検討するにあたっては、既存のシステムを出発点とした議論に固執することなく、契約によるアプローチ等も含めた幅広い観点から、権利者、消費者、放送事業者、メーカー、ISP、プラットフォーマー等、現在のコンテンツ産業を支えている多くの利害関係者の視点を取り入れた上で、議論を進めていただくよう要望します。

4. 昨年度要望した事項の再提案

JIPA から「知的財産推進計画 2012」策定に向けた意見として述べました諸点で、実現化されていない事項を、再度意見として申し述べます。なお、昨年提出した内容と異なる点（追加）については、下線で示しております。

1. 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

1) 企業の海外展開を支えるグローバル知財システムの構築

◆広域知財制度実現に向けた努力：【知的財産政策ビジョン関連】

(要望)

- ・欧州では、長年の夢であった統一特許制度・統一特許訴訟制度が実現に大きく近づきました。各国の思惑で到底無理な構想と思われていたものが、経済環境のなせる技であろうか、一歩踏み出す合意形成ができました。

ACTA の事例に見られるよう唱えなければ結実はなく、したがって ASEAN の枠、APEC の枠、あるいは新しいスキームで広域知的財産制度の推進を目指していただきたい。

◆競争力阻害要因排除：【知的財産推進計画 2013、知的財産政策ビジョン双方に関連】

(要望)

①新興国・発展途上国からは、グローバル・スタンダードに適合するかどうかの判断が難しい案件が施策として打ち出されています。合理的判断を行うためには、このような施策が出る背景分析が必要です。その際に、欧米各国との十分な連携が図られ、それぞれタイムリーに該当国・地域へ意見を提出し、当該国における意見の採否、影響などを関係国と共同してフォローする仕組み作りが求められます。

②また、インドの強制実施の発動、実用新案制度導入の動きなどの推移状況観察を含め、政府として中国に限らずインド等これから経済的に重要視される国々に対するアンテナを高くし、タイムリーに情報を入手・分析すると共に、官民一体で迅速に問題の是正を当該国に働きかけできるような仕組みの構築を要望します。なお、昨年、JETRO ニューデリー事務所に知財専門家が配置されたことは、産業界としては大きな評価をしています。

引き続き、重要拠点への専門家派遣をお願いします。

③さらに、現地状況の調査等の重要性とは別の視点でみたとき、各國政府との外交戦略的交渉における現地大使館の役割が大きいと思われる中、この役目を担うべき特許庁の北京における担当官が JETRO にしか籍がない状況は至当ではありません。米国、EPO の活動を参考に、各大使館における知的財産担当官の見直しを図るべきと考えます。

◆強制標準化の問題・強制実施権の適正運用・公共の福祉適用の基準に関する検証【知的財産推進計画 2013、知的財産政策ビジョン双方に関連】

(要望)

①中国の強制標準の動きは一段落したように見えるが、引き続きウォッチングをお願いしたい。

②また、これらの事象が頻発した場合、旧来の知的財産制度の射程が不明確になる虞があります。したがって、これらがどのような環境の変化の下で発生しているのかを分析し、それぞれの施策、すなわち知的財産（権）に対する規制が、知的財産制度の適正範囲に納まっているものか、あるいは適正範囲とは何を基準に判断すべきものかを検証するよう要望します。

◆グローバル化からくる対応負担（出願国数の増加）を克服する施策の実行・継続～低コストで質の良い権利を多数の国に確保できる施策の実施～【知的財産推進計画 2013、知的財産政策ビジョン双方に関連】

(要望)

①世界各国で特許を取得するコストは高く、企業は必要と思いながらもコストパフォーマンスの観点からミニマムの対応しかできていないのが現状です。

したがって、特許審査ハイウェー（PPH）に代表される、安いコストで質のいい特許を世界各国・地域で取得する仕組み作りは歓迎されるところであり、強力に推し進めて（対象国の更なる拡大）いただきたい。

②なお、PPH に関しては、ユーザーの視点で運用面での利便性向上を要望していますが、日米欧三極の間においてさえも実現していません。関係特許庁との間で調整を進め、早期

に運用改善を図っていただきたい。その上で、IP5 極での統一運用を目指していただきたい。

③当協会は、欧州の Business Europe、米国の AIPLA、IPO と民間三極ユーザー会議を開催し、統一出願フォーマット (Common Application Format)、統一引例フォーマット (Common Citation Document) の採用を三極特許庁へ働きかけ、さらには質の向上についても提案しているところですが、日本特許庁主導で他極の特許庁、さらには他の PPH 賛同特許庁への拡大調整を図り、グローバルスタンダードグローバル・スタンダードの早期実現を目指していただきたい。また、世界標準の特許分類に関して、特許庁が IP5 極で検討を進めている CHC(Common Hybrid Classification) についても、実現の方向でしっかりと取組んでいただきたい。

◆外国の判例の研究並びに裁判制度の透明性確保【知的財産推進計画2013、知的財産政策ビジョン双方に関連】

(要望)

①諸外国での裁判を闘うには、裁判の予見可能性を高めるために基礎となる関連判例の研究が不可欠であり、判例研究のための仕組み（含む現地語の翻訳の推進）を検討願いたい。
②日本企業が巻き込まれた事件においては、被告企業のヒアリングを通じ、進歩性判断基準が低いために特許無効となしえなかつた事情はないか、単なる訴訟の遂行の仕方が悪かったのか、分かりにくく訴訟制度が一因ではなかったのか等を分析し、進歩性判断基準や訴訟制度上の問題があったとすれば、その是正を求めていただきたい。

◆外国から中国への技術ライセンス契約における改良技術帰属の制限緩和【知的財産推進計画 2013、知的財産政策ビジョン双方に関連】

(要望)

技術輸出入管理条例第 27 条によれば、中国が外国から技術を輸入するライセンス契約においては、ライセンス技術の改良技術は例外なく改良当事者に帰属すると規定されています。逆に、中国が外国へ技術を輸出するライセンス契約について、技術輸出入管理条例では改良技術の帰属を規定しておらず、改良技術の帰属を当事者間で約定可能とする合同法第 354 条が適用されています。技術輸出入管理条例第 27 条は、技術輸入契約と技術輸出契約の間で改良技術の帰属に関して公平とは言いがたいものです。

公平の観点から、技術輸出入管理条例第 27 条を削除するか、若しくは、条例第 27 条の削除が困難な場合は、合同法第 354 条のように改良技術の帰属を当事者間で約定可能とするよう条例第 27 条を改正するよう中国政府へ働きかけていただくよう要望します。

2) 国際的な知財の制度間競争を勝ち抜くための基盤整備

◆標準化への関心を産業競争力に変える工夫【知的財産推進計画 2013 関連】

(要望)

①デジュール標準、フォーラム標準等に主導権をもって規格に知財を埋め込むことの大しさは一般に認識されてきました。標準化活動支援において、個別案件毎に支援することを

原則とするとした場合は、どこへ相談すれば、どのような支援が得られるのかの情報を開示いただくよう要望します。

②標準化人材育成のプログラムの開示についても要望します。

③標準化に伴う hold up 対策、たとえば公共性の高い規格に関して規格必須特許を保持する者もしくはその特許の継承者が規格実施者に対し規格策定後に差止め請求権を武器に法外な特許実施料の請求をする場合の対策を検討いただくよう要望します。

◆日本版バイドール法関連の契約書・報告の統一化および内容見直し【知的財産推進計画 2013 関連】

(要望)

日本では日本版バイドール法運用上の企業負担があまりにも重いという声があります。日本においても、早期に政府プロジェクト関連の契約書・報告書の統一化や内容の見直しを行い、日本版バイドール法の実効性を高めていただくよう要望します。

◆公共事業入札と営業秘密保護の実態把握のための調査【知的財産推進計画 2013、知的財産政策ビジョン双方に関連】

(要望)

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針が、平成17年8月26日閣議決定において示され、「各発注者は、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際しては、その評価の方法や内容を公表しなければなりません。その際、発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等取扱いに留意するものとする。」と謳われています。

閣議決定の基本方針には、これの周知徹底のために、一般地方公共団体並びに特別地方公共団体に対する指導及び支援もその大きな項目の一つに掲げられています。したがって、今一度、上記閣議決定の周知の度合いについて、TPPで要求される項目となる可能性もあり、実態調査をいただくよう要望します。

◆特許特別会計の射程についての官民協議体制【知的財産政策ビジョン関連】

(要望)

①本制度のユーザーは、ユーザーが納める出願、審査請求、審判請求等の手数料並びに年金によって構成される特許特別会計には、特許行政に関わる直接的効果だけでなく間接的効果も期待しています。

たとえば、模倣品・海賊版対策、事業リスク軽減のための不当な制度の是正、PPH等海外に向けた取り組みなどは、国内外の知財政策をリードする政策官庁として強化いただくよう要望します。

②今後、官民で常に特許特別会計の射程を議論し、合意を形成するよう要望します。

③一昨年の事業仕分けの結果、小中学生に対する知的財産教育が、文部科学省の教育課程

に統合されましたが、小中学生に対する知的財産教育は必要な教育です。したがって、多面的教育プログラムを抱える文部科学省がきちんとした予算をつけて知的財産教育を実施しているのか検証した上で、今後どのような形で教育を実施するのがよいか検討いただくよう要望します。

◆長期的施策を支える体制整備：特許庁長官の任期の適正化【知的財産政策ビジョン関連】
(要望)

グローバル市場を見据えた時、日米欧の三極の連携は重要です。また、中国、韓国を入れた五極体制が IP 5 という形でスタートしています。三極における施策をリードする意味で、また、五極でのプレゼンスを保つためにも、特許庁長官のポジショニングは大事です。さらに、国内の知財行政についても、特許庁長官の任期が従来のような原則 1 年という仕組みの中では、短期的に刈り取ることができる成果しかターゲットにし得ず、強力なリーダーシップで中期戦略を遂行する責任感は醸成でき難いと考えます。

前任の特許庁長官の任期は複数年となって、望ましい方向に向かっていますで、中長期計画立案と在任期間の長期化による成果刈り取り策を維持いただくよう要望します。

以上